

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 2 月 22 日（金）第3496号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 4
- 漁船保険付保義務発生（2件）（水産振興課取扱い） 6
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件）（水産振興課取扱い） 6
- 土地改良区の清算人の就任の届出（農地整備課取扱い） 7
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 7
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 8
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 8
- 証紙販売人の指定の解除（会計課取扱い） 8
- 証紙販売人の指定（会計課取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9

公 告

- 一般競争入札公告（県立鹿児島養護学校取扱い） 9
- 警察官採用試験公告（警務課取扱い） 12
- 一般競争入札公告（県立始良病院取扱い） 14

内水面漁場管理委員会公表

- 第5種共同漁業権に基づく平成31年の増殖目標数量等の公表（内水面漁場管理委員会取扱い） 16

告 示

鹿児島県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
曾於郡大崎町菱田字浜川原3758番7
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

阿久根市鶴川内字大六6660番3, 6660番5, 6661番10, 6661番17, 6661番29, 6662番14, 6663番7, 6663番10, 6663番18

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市鶴川内字下日当瀬6854番6, 6854番9, 字坪地段6895番18, 6895番21, 6895番22, 6923番3, 字平畑6999番1, 6999番8から6999番11まで, 7010番, 7034番9, 字金山7050番1, 7050番2, 7051番1, 字中野7167番19

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久

根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市福山町福山字大河内7326番 1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字大河内7326番 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及びその関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
そうごう薬局市役所通店	鹿児島市山下町12番地36	平成30年 12月29日	精神通院医療
有限会社原口中央薬局始良店	始良市西餅田3554-11	平成30年 12月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
堂園メディカルハウス	鹿児島市上之園町3番地1	平成31年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ナポリ通り薬局	鹿児島市上之園町10番3号 101	平成31年 2月1日	精神通院医療
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉14243番地 3	平成31年 2月1日	精神通院医療
中郷マリンバ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
イルカ調剤薬局始良店	始良市西餅田3554-11	平成31年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
公益社団法人いちょうの樹メンタルホスピタル鹿児島	鹿児島市永吉一丁目11番1号	平成31年 2月1日	精神通院医療
医療法人恵和会白浜病院	鹿児島市常盤一丁目17番1号	平成31年 2月1日	精神通院医療
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37番1号	平成31年 2月1日	精神通院医療
医療法人敬愛会玉里病院	鹿児島市玉里町26-20	平成31年 2月1日	精神通院医療
医療法人明心会吉野病院	鹿児島市吉野町3095	平成31年 2月1日	精神通院医療
医療法人共助会三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿七丁目26番1号	平成31年 2月1日	精神通院医療
谷山病院	鹿児島市小原町8番1号	平成31年 2月1日	精神通院医療
尾辻病院	鹿児島市南新町1番29号	平成31年 2月1日	精神通院医療
伊敷病院	鹿児島市下伊敷二丁目4番15 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
森口病院	鹿児島市下田町1763	平成31年 2月1日	精神通院医療
T s u k a s a H e a l t h C a r e H o s p i t a l	鹿児島市山田町441	平成31年 2月1日	精神通院医療
三州病院	鹿児島市犬迫町7783-1	平成31年 2月1日	精神通院医療
花倉病院	鹿児島市吉野町5147番	平成31年 2月1日	精神通院医療
井上メンタルクリニック	鹿児島市山下町9番26号ファ インビル3階	平成31年 2月1日	精神通院医療
井料メンタルクリニック	鹿児島市中央町23-8西ビル 2F	平成31年 2月1日	精神通院医療
パールランド病院	鹿児島市犬迫町2253番地	平成31年	精神通院医療

		2月1日	
三月田クリニック	鹿児島市西千石町12-11	平成31年 2月1日	精神通院医療
横山記念病院	鹿児島市吉野町4826番地1	平成31年 2月1日	精神通院医療
メンタルヘルスかごしま中央 クリニック	鹿児島市東千石町13番19号2 階	平成31年 2月1日	精神通院医療
野間口クリニック	鹿児島市小川町22番6号プラ ンドール小川町3F	平成31年 2月1日	精神通院医療
やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13番3号明 和ビル高見馬場3階	平成31年 2月1日	精神通院医療
中川クリニック	鹿児島市鴨池一丁目14番23号	平成31年 2月1日	精神通院医療
ふくぎこクリニック	鹿児島市金生町6番9号金生 ビル4階	平成31年 2月1日	精神通院医療
坂之上病院	鹿児島市光山二丁目31番76号	平成31年 2月1日	精神通院医療
たばたメンタルクリニック	鹿児島市下荒田三丁目17番32 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
ほかぞのクリニック	鹿児島市小松原二丁目35番5 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
中村温泉病院	南九州市颯娃町別府1番地	平成31年 2月1日	精神通院医療
しもぞのクリニック	出水市五万石町802	平成31年 2月1日	精神通院医療
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地	平成31年 2月1日	精神通院医療
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志1290 番地1	平成31年 2月1日	精神通院医療
福田病院	鹿屋市寿三丁目11-2	平成31年 2月1日	精神通院医療
みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成31年 2月1日	精神通院医療
仲医院	熊毛郡屋久島町安房410番地 158	平成31年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
平和市民薬局	鹿児島市下竜尾町1番15号	平成31年 2月1日	精神通院医療
たまざと調剤薬局	鹿児島市草牟田二丁目28番10 号	平成31年 2月1日	精神通院医療
しんやしき薬局	鹿児島市新屋敷町2番5号村	平成31年	精神通院医療

	野タイルビル1F	2月1日	
マハロ薬局	鹿児島市中央町4-34-501号	平成31年 2月1日	精神通院医療
サンライズ薬局	薩摩川内市五代町3217番地1	平成31年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人猪鹿倉会	鹿児島市犬迫町2253番地	訪問看護ステーションパールランド	鹿児島市犬迫町2253番地	平成31年 2月1日	精神通院医療
株式会社花野訪問看護ステーション	鹿児島市花野光ヶ丘一丁目38-7	花野訪問看護ステーション	鹿児島市花野光ヶ丘一丁目38-7	平成31年 2月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会	鹿児島市鴨池新町6-4ベイスайд錦江4F	訪問看護ステーションイルカ	奄美市名瀬浜里町171-1	平成31年 2月1日	精神通院医療
医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16番地1	城西訪問看護ステーション	鹿児島市鷹師一丁目4番地1	平成31年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第122号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、黒之浜加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第123号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、喜入加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第124号

阿久根市脇本9909番地 有限会社海盛水産代表取締役野村敬司及び阿久根市脇本9566番地1 野村盡からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域 (阿久根市大字脇本の地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業

鹿児島県告示第125号

いちき串木野市大里2981番地 3 浜田高嘉及びいちき串木野市大里3048番地 4 古川秀夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市羽島区域 (羽島漁業協同組合の地区) 並びにいちき串木野市湊町、大里及び川上区域 (市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第126号

いちき串木野市大里2963番地 川畑秀実及びいちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市羽島区域 (羽島漁業協同組合の地区) 並びにいちき串木野市湊町、大里及び川上区域 (市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてさし網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第127号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算人大崎町菱田土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した清算人の氏名及び住所

橋口 貞夫 曾於郡大崎町菱田821番地
今村 宗文 曾於郡大崎町菱田640番地 3
松原 善仁 曾於郡大崎町菱田681番地 9
長重 好実 曾於郡大崎町菱田1646番地 2
田中 眞之 曾於郡大崎町菱田883番地 4

鹿児島県告示第128号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体管中山間地域総合整備事業 (生産基盤型) 有明地区倉ヶ崎換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成31年 2 月 25 日から同年 3 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第129号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
瀬戸内町	平成28年 5 月 11 日から 平成30年 3 月 14 日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町嘉入、勝能、諸鈍、 勝浦、阿木名、古仁屋、阿 室釜及び古志の各一部	平成31年 2 月 7 日

鹿児島県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 2 月 22 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字赤井ヶ谷口3171番 1 地先から 3173番 1 地先まで	平成31年 2 月 22 日

鹿児島県告示第131号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
里見海運産業株式会社 代表取締役 里見宮寿	奄美市名瀬塩浜町17番 5 号	奄美市名瀬幸町25番 8 号 奄美市役所内	平成31年 2 月 8 日

鹿児島県告示第132号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
有限会社スライブ 代表取締役 津畑晃	奄美市名瀬和光町17番 3 号	奄美市名瀬幸町25番 8 号 奄美市役所内	平成31年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 2 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスひだまりの家	始良市加治木町 木田5348番地 149	株式会社ゆいの里	始良市加治木町 木田5348番地 149	石原 清美	平成31年 1月15日	放課後等 デイサー ビス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 釘田雅司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
学校給食及び寄宿舎給食調理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県立鹿児島養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室
鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877
電話番号 099-243-0114
ファックス番号 099-243-6107

(3) 申請書類の受付期間

平成31年 2 月 22 日から同月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室

鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成31年 3 月 25 日午後 4 時 50 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年 3 月 26 日午後 2 時

イ 場所 鹿児島県立鹿児島養護学校大会議室
鹿児島市吉野一丁目42番1号

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成31年 3 月 11 日午後 1 時

イ 場所 (5)のイに同じ

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場所において、契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるときに限る。)

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室
鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877
電話番号 099-243-0114
ファックス番号 099-243-6107

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この業務委託に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
School lunch and dormitory meal work for the Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired,1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 April,2019 to 31 March,2020
- (3) FULFILLMENT PLACE:
As indicated in the tender explanation sheet
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
4:50 p.m. 25 March,2019
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired
1-42-1 Yoshino,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 892-0877 Japan

TEL 099-243-0114

FAX 099-243-6107

警察官採用試験公告

平成31年度警察官採用試験を警視庁（東京都）、神奈川県及び滋賀県と共同して次のとおり実施する。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官A（男性、女性、武道）、警察官B（男性、女性、武道）	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警 視 庁	警察官A（男性）、警察官B（男性）	
神奈川県 滋 賀 県		

2 受験資格

(1) 年齢

都 県 名	警察官A	警察官B
鹿児島県	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
警 視 庁	昭和59年5月14日から平成10年4月1日までに生まれた者	昭和59年9月24日から平成14年4月1日までに生まれた者
神奈川県	昭和59年4月2日以降に生まれた者	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
滋 賀 県	平成元年4月2日以降に生まれた者	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官A	警察官B
学 歴	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学（4年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成32年3月末までに卒業見込みの者 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者（注1） 	左記に掲げる者以外の者（注1）
試験区分（武道）における資格	柔道の段位が3段以上又は剣道の段位が3段以上を有する男性	柔道の段位が2段以上（学校教育法による高等学校を平成32年3月末までに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が2段以上を有する男性
そ の 他	<p>次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の国籍を有しない者 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は 	

これに加入した者

(注1) 都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B	
第 1 次 試 験	試験日	平成31年5月12日（日）	平成31年9月22日（日）	
	試験地	鹿児島市	鹿児島市、鹿屋市、奄美市（武道は鹿児島市のみ）	
	試験種目	教養試験、論文試験、実技試験（武道のみ） （注1）	教養試験、作文試験、実技試験（武道のみ） （注1）	
	適性検査等	試験日	平成31年5月31日（金）から6月2日（日）まで	平成31年10月15日（火）から同月16日（水）まで
	試験地	鹿児島市		
	試験種目	適性検査、身体一般検査、身体精密検査、体力検査（注2）		
	合格発表	平成31年6月20日（木）	平成31年11月7日（木）	
第 2 次 試 験	試験日	平成31年7月8日（月）から同月12日（金）まで	平成31年11月25日（月）から同月29日（金）まで	
	試験地	鹿児島市		
	試験種目	面接試験		
	合格発表	平成31年7月22日（月）	平成31年12月10日（火）	

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都県については教養試験、論作文試験の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都県が定める。

(注1) 鹿児島県以外の都県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験、論作文試験のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

(注2) 適性検査等は、教養試験（資格加点を除く。）の成績（武道の場合は、教養試験及び実技試験）が一定の基準以上の者が対象となる。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警察官 A	警察官 B
申込受付期間	平成31年3月25日（月）午前8時30分から4月8日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	平成31年8月7日（水）午前8時30分から同月21日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島 e 申請 (http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima2/navi/index.html) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	警察官 A	警察官 B
受験申込書配布開始日	平成31年2月22日（金）	平成31年7月3日（水）
申込受付期間	平成31年3月25日（月）から4月10日（水）まで（10日の消印有効）	平成31年8月7日（水）から同月23日（金）まで（23日の消印有効）
受験申込書の請求先	鹿児島県警察本部、鹿児島県内の各警察署、鹿児島県県外事務所等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に必要な事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは、一試験区分に限る。 ・ 警察官 A（男性）及び警察官 B（男性）は、上記都県のうち第2 	

受験申込方法	志望まで選択することができる。ただし、鹿児島県以外の都県を第1志望とした場合は、鹿児島県を第2志望とすることはできない。 なお、いずれかの都県で第1次試験に合格した場合は、第2志望は無効となる。 ・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として1年間である。

6 給与

給与は各都県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成31年2月1日時点における初任給は、下表のとおりである（職務経験等がある場合は、加算される場合がある。）。

また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	200,900円 (大学卒)
警察官 B	183,900円 (短期大学卒)
	170,000円 (高等学校卒)

7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県警察本部警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話(代表)099-206-0110(内線2636~2639) (直通)099-206-2220

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年2月22日

県立始良病院長 山畑良蔵

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
 県立始良病院の患者給食調理等業務 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
 入札説明書による。
- (3) 履行期間
 平成31年4月1日から平成34年1月31日まで
 なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- (4) 履行場所
 県立始良病院

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、平成31年 3 月 5 日までに書面又は電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の10に規定する基準に適合している者又は患者給食業務について一般財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。
- (4) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、委託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者
- (5) 過去 3 箇年の間に、鹿児島県内の病院において、年間 1 日平均600食以上かつ 1 年間以上の継続した患者給食の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過しているものであること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年 3 月 8 日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室
始良市平松6067番地

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立始良病院総務課

(イ) 交付期限 平成31年 3 月 5 日午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立始良病院総務課
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652
電話番号 0995-65-3138
ファックス番号 0995-65-8044
- 11 その他
この入札に係る契約は，平成31年4月1日に確定する。

内水面漁場管理委員会公表

第5種共同漁業権に基づく平成31年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により，漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成31年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成31年2月22日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共 第1号	広瀬川漁業協 同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は，次 のものを標 準とする。
鹿内共 第2号	高尾野内水面 漁業協同組合	150	0		40		50			あゆ 5グラム
鹿内共 第3号	高松川漁業協 同組合	50	0		30		50			
鹿内共 第4号	川内川漁業協 同組合	250	0	40	50		200		10	ふな 10グラム
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	うなぎ 10グラム
鹿内共	川内川漁業協 同組合	20	0	10	5					ただし， 成鰻を放流
	川内市内水面									

第 5 号	漁業協同組合	20	0	30	10					する場合は 増殖目標数 量の3倍を 目安とする。
	川内川上流漁 業協同組合	20	0	10	20					
鹿 内 共 第 6 号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿 内 共 第 8 号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200		15	やまめ 5グラム
鹿 内 共 第 9 号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿 内 共 第 10 号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			甲幅3セ ンチメー トル
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメー トル
鹿 内 共 第 13 号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50					
	松永漁業協同 組合	400	0	30	40					てながえび
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					5グラム
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	50					